秘密保持契約書

株式会社○○（以下「甲」という）と株式会社○○（以下「乙」という）は、甲乙間の事業譲渡契約・株式譲渡契約（その他の種類のＭ＆Ａ取引を含む）の可能性を検討することを目的（以下「本目的」という）として、相互に開示する秘密情報の取扱いに関し、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（秘密情報）

本契約において、「秘密情報」とは、文書、口頭、電磁的記録媒体その他有形無形を問わず、本目的のために、甲及び乙のうち情報を開示する側（以下「情報開示者」という）から甲及び乙のうちその開示された情報を受領する側（以下「情報受領者」という）に対して開示された一切の情報をいう。ただし、次のいずれかに該当するものは、秘密情報から除外されるものとする。

⑴　情報開示者から開示を受けた時点において情報受領者が既に保有していた情報

⑵　情報開示者から開示を受けた時点において既に公知であった情報

⑶　情報開示者から開示を受けた後に情報受領者の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

⑷　情報開示者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

⑸　情報受領者が情報開示者から開示された情報に拠ることなく独自に開発した情報

第２条（秘密保持）

１　情報受領者は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、第三者に対し、秘密情報を一切開示または漏洩してはならないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除くものとする。

⑴　本目的に関連して秘密情報を必要とする情報受領者の役員、従業員、情報受領者の依頼する弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー等の外部専門家（以下「受領権者」という）に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合

⑵　情報開示者が事前に書面により承諾をした場合

⑶　法令又は裁判所、政府機関、金融商品取引所その他情報受領者に対して権限を有する機関の裁判、命令、規則等により秘密情報の開示を要求され、合理的に必要な範囲で開示する場合

２　前項第１号の規定に基づき、情報受領者が法律上の守秘義務を負う者ではない受領権者に秘密情報を開示する場合、情報受領者は受領権者に対し、本契約によって情報受領者が負う義務と同等の義務を課してその義務を遵守させるものとし、受領権者に義務違反が認められた場合には、情報開示者に対して直接責任を負うものとする。

３　第１項第３号の規定に基づき、情報受領者が秘密情報を開示する場合、情報受領者は、情報開示者に対し、情報開示後速やかにその旨を通知するものとする。

第３条（目的外使用の禁止）

情報受領者は、秘密情報を本目的以外の目的で使用してはならないものとする。

第４条（秘密情報の管理）

情報受領者は、善良な管理者の注意をもって、秘密情報を管理しなければならないものとする。

第５条（複製の禁止）

１　情報受領者は、情報開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報を複製してはならないものとする。

２　前項の規定に基づき、情報受領者が情報開示者の書面による事前の承諾を得て、秘密情報を複製した場合、複製した情報も秘密情報に含まれるものとする。

第６条（秘密情報の返還・破棄）

１　情報受領者は、本契約が終了したとき、又は情報開示者が要求したときは、情報開示者の指示に従い、保有する秘密情報を情報開示者に返還又は破棄するものとする。

２　前項の規定に基づき、情報受領者が、秘密情報を返還又は破棄した場合において、情報開示者からの請求があったときは、情報受領者は情報開示者に対し、秘密情報を返還又は破棄したことを証する書面を速やかに提出するものとする。

第７条（損害賠償）

情報受領者が、本契約上の義務に違反し、これにより、情報開示者に損害が生じた場合、情報受領者は、情報開示者に生じた損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む）の賠償をしなければならないものとする。

第８条（差止め）

情報開示者は、情報受領者が本契約に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止めを求め、又はその差止めを求める仮処分の申立てを行うことができるものとする。

第９条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

⑴　自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと

⑵　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと

⑶　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと

⑷　反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと

⑸　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの　関与をしていると認められる関係を有しないこと

⑹　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。

⑴　暴力的な要求行為

⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為

⑶　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

⑷　風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑸　その他前各号に準ずる行為

３　甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、甲及び乙の間にて締結された全ての契約を解除することができる。この場合、契約の解除を行った当事者は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償又は補償することを要しない。また、解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償する。

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は○年間とする。ただし、甲乙間の書面による合意により延長することができるものとする。

第11条（合意管轄）

本契約に関連する一切の紛争に関しては、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は協議の上、誠意をもって円満な解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲

乙